

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別項目】

- ・企業間の連携：地域の農業者や食材加工業者との共同メニュー開発・仕入連携を進め、新たな価値を共創します。
- ・IT実装支援：キャッシュレス決済・注文管理などのデジタルツール活用により、取引先とのデータ共有や業務効率化を支援します。
- ・グリーン化の取組：地産地消、食品ロス削減、環境負荷の少ない包装資材の採用など、地域循環型経済に資する取組を行います。
- ・健康経営に関する取組：地域の健康づくりイベント（将来的なスタジオ併設）により、顧客・従業員・地域住民の健康増進に寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引においても、取引上の立場に優劣がある場合は、その適正化に努めます。

- ①価格決定方法：不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、少なくとも年に1回以上の協議を行い、下請事業者の適正な利益を含め、労働条件の改善が可能となるよう十分に協議して決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。その際、「労務

費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。契約条件は書面等により明示・交付します。

③手形などの支払条件：下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ：「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ：取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないようにし、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社では、地域のサプライチェーン全体で適正な価格転嫁が行えるよう情報発信に取り組み、パートナーシップ構築宣言の周知も進めてまいります。

2025年6月20日

屋号：3Bird

役職：代表

氏名：藤井一歩